

沖縄県振興審議会運営要綱抜粋

(部会の設置・所掌事務)

第2条 審議会に、別表に掲げる部会を置く。

2 部会は、別表に掲げる事項について調査審議する。

別表 (第2条関係)

部会名	所掌事務
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、県民生活等に関する事
産業振興部会	情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成(他部会の所掌に属するものを除く。)、雇用、エネルギー等に関する事
観光・交流産業部会	観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関する事
農林水産業振興部会	農林水産業等に関する事
離島過疎地域振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関する事
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関する事
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関する事
学術・人づくり部会	教育・人材育成、歴史、学術等に関する事
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系(基盤・ネットワーク・コスト)、情報通信体系(基盤・ネットワーク・コスト)、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関する事